

社会福祉法人 みなせ福祉会

「介護職員等特定処遇改善加算」について

介護報酬改正により、令和元年10月1日から「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。今までも介護職員処遇改善加算の拡充も含め様々な取り組みをしていましたが、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされています。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・

特別養護老人ホーム シャイントピアみなせ、短期入所生活介護(ショート)、

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ・・・みなせ指定通所介護事業所、みなせ指定訪問介護事業所 サテライト型特別養護老人ホーム ふれあいの里

この加算を取得するためには、「見える化要件」があります。
賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を以下のとおり公表いたします。

○職場環境等要件

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	①みなせ福祉会職員の福祉資格等の資格取得に係わる支援事業の取り扱い(通達)(平成21年4月1日から施行) 社会福祉士、管理栄養士、介護支援専門員 介護福祉士、その他福祉資格等 ・受験日当日の職免、受験料全額助成 1資格一人2回まで ・通信課程の場合のスクーリング期間の職免や旅費の助成 ・介護職員実務者研修は、旅費支給 等 ②痰吸引研修、サービス提供責任者研修等の受講実績あり
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備	①母子健康保健に関するパンフレットを対象職員に渡し、周知を図る。 ②相談窓口を設置し、本人が望む就業形態を確認、出来る限りの要望に応える。 夜勤免除、短時間勤務、育児時間取得等
その他	非正規職員から正職員への転換	①定期的に昇格試験を実施する。 ②半年以上勤務し、業務評価や資格取得等要件を満たす場合に時間給から月額給へ

* 介護サービス情報の公表ホームページでも公表します。